

亀山市公告第104号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、令和5年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

北町、北町字東林野、東御幸町字嶋田、東御幸町字川原、御幸町字西角、御幸町字東角、御幸町字貝戸部、阿野田町字茂谷、阿野田町字城脇、阿野田町字辰己谷、阿野田町字門垣戸、阿野田町字御座垣戸、川合町字里沢、川合町字内戸、みずほ台、川崎町字六反田、川崎町字瀬違、川崎町字梶屋敷、川崎町字下垣内、川崎町字上垣内、能褒野町字能褒野及び布気町字角垣内のうち公共下水道が使用できる区域